

第53回岡山地方裁判所委員会

1 開催期日

令和7年6月27日（金）午後2時

2 開催場所

裁判所大会議室

3 出席者

別紙第1のとおり

4 議事等

(1) 今回のテーマに関する意見交換

別紙第2のとおり（資料の添付は省略）

(2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

(3) 次回期日

令和7年12月25日（木）午前10時

(別紙第1)

出席者

委員	岩	崎	香	子
同	上	野	修	嗣
同	大	泉	陽	輔
同	勝	部	教	道
同	佐	藤	義	亨
同	鈴	木	義	治
同	龍	田	裕	典
同	谷		征	純
同	頓	宮	尚	公
同	原	田	正	雄
同	深	野	友	裕
同	森	實	有	紀
同	森	富	義	明

(別紙第2)

【今回のテーマに関する意見交換】

事務担当者

最初に、裁判所から「民事訴訟手続のIT化」について御説明させていただきます。

(裁判所からの説明)

事務担当者

資料に基づき説明

事務担当者

次に、裁判所からWEB会議を利用した口頭弁論手続の実演をさせていただきます。

(裁判所による実演等)

事務担当者

模擬事案に基づき実演等

委員長

先ほどの裁判所からの説明及び実演を踏まえて、現在フェーズ2で利用しているマイクロソフト365のTeamsを利用したWEB会議やチャットなどのツールの合理的な活用方法や、新しく導入されるシステムやツールについて、利用者が利用しやすいようにする工夫例や職員が早期に習熟するための工夫例等、民事訴訟手続のIT化について御意見を頂戴したいと思うのですが、まずは、先ほど実演で拝見した仕組みの当事者でもある弁護士の方からお話をお伺いしたいのですがA委員、

B 委員、いかがでしょうか。

A 委員

先ほどのWEB会議の実演を見て、いきなり「画面共有してください。」と当事者に言われても、多分、私も困ってしまうな、と思いました。余り現時点でも活用しきれてはいないので、こういった活用方法があるかは、他の委員の先生方から御意見を聞かせていただきたいと思います。

ちょうど裁判所がTeamsを使い出したのが令和2年だと思うんですが、それがちょうどコロナの時期と重なりまして、弁護士会の方でも、いろいろやっていた委員会活動や総会も開けないんじゃないかという事態になりました。裁判所がTeamsを使い出すというのをいい機会として、弁護士会でもみんな使えるようになるということで、各種会議においてTeamsを使おうと会を上げて、皆で習熟しようと努力・工夫をしたという前例はあります。

B 委員

最初に御説明いただいた中で、フェーズ2の効果として良いことがいろいろあるというお話を伺ったんですが、要するにWEB会議の効能を述べておられて、デジタル化のフェーズが進んでフェーズ3に至って、更に何か良いことがあるのかが今一つ見えない。便利になるからITを使うという話なのか、むしろ取りあえずITを使うというように、手段と目的が逆になっていないか気になります。また、証拠等を一々全部PDF化するとか、一回何か作業を差し挟まなくちゃいけないということであれば、必ずしも便利じゃないのではないかとも思えます。現状のWEB会議というのは、かなり便利だと思うんですけど、この先デジタル化することが本当に便利なのか。尋問のときに、データ化したものどうやって引用し指し示せばいいのかも、まだよく分からない。便利なシステムであれば我々はついていきますけども、そこが全く見えてないと思います。

もう一つ気になるのが、本人訴訟です。代理人が就いてないケースをどうしていくのかもちょっとよく分からない。法律上、本人がやる場合には、オールデジタル化というのは義務ではないはずですが、そうすると、便利なはずのシステムを本人に使わせないようになっていないかという批判を言われる可能性もある。また、パソコン環境も人によって様々です。代理人弁護士は大体事務所で、秘密の守れる形でやってると思うんですが、本人がする場合、「ネットカフェでやってます。」とか「自宅の居間でやっていて、後ろに子供がいますが許してください。」とかそういうのをどこまで許容していくのか。あるいは謎のアドバイスをする非資格者みたいな人が関与するのをどうやって排除していくのか等、いろいろと気になることがあります。

また、実演の際に、他の委員の方が、傍聴の便宜が失われてしまうのではないかと御指摘されていたのは、なるほどと思いました。何げない事件をふらっと見るのを楽しみにする人なんかは結構いらっちゃって、そういうのが裁判所への民主的な統制の一つでもあろうかと思うので、その辺りどうなのかなというところと、デジタル化することで、原本確認がかなり省略されてしまうということは気になります。原本を見て、あれっと思うことは結構あるので、そういったものがデジタル化することで、データとして容量の少ないものになって審議されるんじゃないのかというのは気になっております。

最後に、習熟のための工夫例というのは、これはもうやるしかないと思います。もう1年後には本格運用が始まるので、今は習熟期間というところに位置づけられてるはずなんですけど、多分、利用例が非常に少ないはずです。私はこの民事裁判書類電子提出システム（m i n t s）というのをやったことがありません。そのレベルということで、これはもう実事件にこだわらず、モデル事件を裁判所で作成して、押しつけてでもやらせなければ、弁護士はお客さんの手前ミスをしたくないので、慣れた方法でやりたいというのはどうしてもあります。そうすると、1年後に急に皆がやり始めて、訳が分からんとか当然言い始めるんで、早いうちから練習させる

ほうが、お互いのためだと思います。何かしら習熟のために協力、協働できないかなとは思っています。

委員長

いろいろと御懸念の部分が出てきましたが、非常に示唆に富むお話だと思います。お互いの活用力のレベル合わせというか、裁判所のレベルと弁護士のレベル、それから訴訟に関わる本人のレベルの課題がありそうだとこのところ、貴重な御意見ありがとうございました。

先ほど、傍聴の話が出ましたので、今度は報道の関係のお立場からお話をいただければと思います。C委員、D委員、いかがでしょうか。

C委員

傍聴については、何かこうすべきだっていう意見を持ち合わせてるわけではないです。

今回の意見交換のテーマのうち、早期に習熟するための方策ってということで言いますと、当面、紙と電子データが併存することになるので、事務作業される方の負担が相当多いだろうなと思います。仕方がないといえば仕方がないんでしょうけど、チャンネルやチームを1個ずつ管理するのも、結構大変なことだろうなとは察するんです。弊社もT e a m sを入れて、もう何年か経つんですが、やっぱりなかなか社員の中で利用が浸透しない。最終的にはやはり、さっき仰られたように必要には迫られるんですが、最近、職場のリーダーみたいな人を決めて、その人に重点的にたたき込んでいくというような取組を行っています。分からなければ、その人に聞くというような、核となるような人を置く。どこまで御参考になるか分かりませんが、そういう方法もあるのかなとは思ってます。特に、さっきも仰っていたように本人とか代理人の方で資料を共有するのが難しいときには、即座に職員の方が対応することが求められてくると思います。そうすると、職員の底上げというか、均一

的なレベルになろうと思うと、リーダー的な人がいるのかなと思います。

D 委員

先ほどいろいろ見せていただいた実演は、普通に T e a m s で映してやり取りをするというものだったんですけど、うちも T e a m s を使ってまして、もろもろの情報共有をするときにも全部 T e a m s を使っています。リアルで会議をやるときも、みんなパソコンを持っていて、その場で T e a m s を使って情報共有なり何なりして、外から参加もするっていう、いうなればハイブリッドなんです。だから、リアルの法廷で期日を実施するときでも、原告と被告、それから裁判官は見られるチームを作成しておけば、そこで書面などを直したりして共有して「これいいよね。」っていうような話もできるのかなと思いました。

それと、マスコミにとっては期日簿がすごく重要なんですけど、あれってネットで見られないんですかね。紙なのはプライバシーの問題があるからだろうとは思いますが、あれ見てどういう事件か分かる人ってほとんどいないと思うんです。確かに被告人名が書いてあったりするんで、そこは問題があるのかもしれないんですけど、その辺はどうなんだろうかと思っていました。だから、マスコミの立場からすると、期日簿を外から見られるとすごくありがたいと思います。

委員長

その辺りの方向性は、フェーズ3ではどうなっていますか。

L 委員

期日簿の閲覧の関係については、フェーズ3で特に変更が予定されてるわけではないです。報道関係者の方々からの要望は高いと推測はされるのですが、やはりプライバシーに関わる問題でもあり、管理は厳重にしているところです。何か良い工夫はないか、少しずつ検討をしているというのが、現状です。

委員長

今までのお話からしますと、報道関係ではT e a m sを使うことが多かったようですが、民間企業の会議や様々な手続、クライアントとのW E B会議などの状況はどうなのかということで、E委員、F委員、いかがでしょうか。

E委員

Z o o mとかT e a m sなんていうのは、もう日常的に誰もが使っているツールになりつつあるのかなと思います。ちょっとケチをつけるわけじゃないんですが、「I T化」という言葉は実はもう3代ぐらい前の言葉なんです。先ほどB委員は「デジタル化」とおっしゃってましたけど、世の中ではもう「D X」とか「デジタルトランスフォーメーション」って言われてて、「I T化」って正直にいうとすごく古い言葉に聞こえています。B委員のお話にもありましたが、目指す場所は見えてるのか、決まってるのかなと疑問に思います。今できることを取りあえずやって、当てはめられるものを当てはめているというのが現状で、フェーズ3の先がちょっと見えてない。本当にこれでお困り事の解決になってるのかなと疑問に思います。お困り事があるからそれを解決するためにデジタルを使いましょうっていうのが、今、民間企業でやってることで、ツールを入れ込むこと自体が大切なわけではない。今の時代、これから人間も減っていく中で、そういうふうにしていかないと意味がないんです。今回、効果として説明されていた中で、遠隔地の方が出頭する必要がなくなるとか、日程の調整がしやすくなるっていうのはもちろんいいことだと思うんですけど、それはそれだけでしかない。本来「D X」というものには、それ以上にもっと広がりがあるような効果が期待されているので、単なる何かの代替手段にしかないんだったら、どうなのかなと思いました。それだったら、むしろ今までの裁判の記録等をデータ化して、即座に検索できるようにするとかの方が、よっぽど効果的なのかなと思います。裁判手続のI T化というような話なので、ちょっ

と本旨とずれるかもしれませんが、そういったことの方をむしろ先にやるべきじゃないのかなというふうに、私は感じました。私どもの会社では、3年前にD X推進室というのを作りました。そこはメンバーは多くないんですけど、結局、誰がD Xをするかっていうと社員なんです。だから、裁判所でいえば裁判官の方や書記官などの職員の方が、自分たちでやらないとできないんです。誰かがやってくれるものじゃないんです。自分たちでどんどんアイデアを出して変えていくことがD Xだというふうに我々は理解してます。法律だとか、そこら辺の関係で整理がまだ追いついてないところもあって、ふわふわしてるのかなというふうに捉えはしたんですが、やり方として、ツールを入れたらI T化でしょってというのは、ちょっと厳しいことを言いますと、正直3代前の考え方かなというふうに、感じた次第です。

F 委員

法務省保護局・保護観察所でも近頃、I T化（ペーパーレス）が進んでいます。私が仕事を始めた頃はカーボン紙を敷いて手書きで書き込む時代でした。その後、ワープロが普及、後にP Cの普及で内蔵ソフトでの書き込みが可能になりました。P Cの普及は、効率化に寄与してくれたと思われます。ところが、数年前から「ネットに繋がれたP Cからのプリントアウト報告書は、情報が流出するからダメだ」と言われ、届出のメールアドレスで専用のホームページに接続して報告するようにと指示され、P Cプリントアウト報告書は不採用、手書きなら採用とのことになりました。我々の取り扱う情報は、非常にデリケートな内容で、外部に流出すれば人権侵害をもたらすことも考えられます。私たちも、家族にさえ見せたり話したり、相談することはしません。面談においても、外部との接触を避け、情報が漏れないように十分注意しているのです。最近、公民館などの公共施設を利用するようにとの指示がありますが、私としては疑問を感じています。

また、歳を重ねると、I T化に付いていくことが困難な部分もあり、利便性向上も頭では理解しているのですが、私自身は困惑することが多くなりました。高齢の

方の中では不平不満を申す方もあるようです。

先ほど実演を見せていただきましたし、過日、裁判所の方とWEB会議をつないで説明をいただきましたが、初めてのことでしたので、些か緊張しました。また、誰か他の人が見ているのではないかと疑義を抱いていました。セキュリティの問題です。セキュリティ対策は十分に保持されていると言われますが、100%安心と言えることはなく、情報漏洩があるのではないかと疑いは否めないのではないかと感じています。

委員長

私も、どこかにデータが残ってるのではないかと不安はあります。

では、続いて教育の関係の方からお話を伺えればと思います。G委員、いかがでしょうか。

G委員

私は、ツールを使ったやり方っていうのは積極的に進めていただきたいなと思っています。移動時間っていうのは、すごく無駄だと思います。岡山市内に当事者の方や弁護士の方がいらっしゃるときにはいいんですが、遠方となるとすごく時間がかからない。移動時間がなくなるというのはすごくいいことですから、ぜひ積極的に進めていただきたいなというふうに思っています。

あとは、Teamsの利用についてですが、これはいろんな方向性で決まるものなので、変更するのは難しいんだろうとは思いますが。ただ、うちの遠隔地の取引先の方が営業をかけられるようなときには、Zoomが圧倒的に多いです。今までいろんな業者さんとオンラインでミーティングをしたときに、Teamsを使用する割合は1割もなく、9割がCisco製のものやZoomなので、Teamsに慣れていない人は結構多いだろうと思います。習熟のための工夫は、ある程度、常用して、積極的に取り組まないと進んでいけないだろうと思います。あとは、ツ

ルを活用した合理化というところなんです、実演時の説明上省略をされたのかもしれないですけども、WEB会議を利用した口頭弁論手続で資料のやり取りをする中で、経過は分かるんですが、結果の部分が確定してないなと思いました。必ずしも今回提出された書類が全てチャットのところで添付されていたわけではないですし、きっちりお互いが記録を残すというようなルールづくりとかもしていかないと、何が決まってどこが修正されたのかっていうところが分かりにくくなると思います。そういうところで、プラスアルファの何かツールを使って合理化を図るとすれば、シャチハタさんが提供されている電子署名をするようなツールも良いかと思います。この仕組みはユーザー側はお金も発生しないので、裁判所側だけがお金を負担して、双方の弁護士の方はユーザーアカウントを作成すれば使用できる。お互いこの日までにこれが決まったんだという内容を明確にするのに使えるので、そういうものも併せて御利用いただいたら良いのではと思います。

委員長

いわゆる、認証の仕組みということで、先ほどのセキュリティのこととも関連した非常に貴重な御意見ありがとうございました。

では、H委員、お願いします。

H委員

先ほど傍聴について、傍聴したい人にとっては、オンライン化は不便なのではないかというお話がありましたが、私が実際に見てきた限りでは、通常の対面の口頭弁論だと、ほとんど書面がやり取りされるのを見るだけで当事者が今何をしているのかよく分からないというケースもあるので、先ほどの実演のようにオンライン化によってモニターに書面が映し出されて、傍聴人もそれを見られるということになれば、当事者がその場にいることによる臨場感を味わえない代わりに、事件に入り込める緊張感を味わえるという点で、傍聴人にとって必ずしもデメリットばかりで

はない気がします。

ところで、先ほど本人訴訟の場合は、オンライン手続を利用する義務はないというお話がありましたが、例えば、一方の当事者はオンラインを希望して、もう一方の当事者は通常の対面での手続を希望するという場合に、むしろ手続が煩雑になるのではないかとということが気になりました。また、オンラインで審理を進めるにしても、ネットの接続不良や、T e a m s そのものの障害で全く通信できないという場合にどうするのかという疑問もあります。このような個々の疑問は、裁判所の皆様からすればすぐに答えられることと思いますが、利用者側にはほかにもいろいろな不安があることと思われまふ。操作の説明を丁寧に行うことももちろん普及につながるはずですが、利用者が抱えているであろういろいろな不安への対応が十分に用意されているということを利用者側に事前に具体的に示すこともオンライン手続の普及につながるのではないかと考えまふ。

委員長

I 委員お願いします。

I 委員

先ほど傍聴の話もありましたが、一般消費者の目線からすると、傍聴はネット上でそのまま見られればいいなというのは感じました。合理化については、これといったものが思いつきませんけれども、コロナ禍以降、当社でも、Z o o mを使った会議というのが非常に増えてきております。関係機関との会議や説明会、内部のミーティングなどこれまで電話で行っていたものが、フェイストゥフェイスで、資料を提示しながら行うのが主流となってまきました。この点は、時代の流れということで、裁判所も同じような感じなのかなとは思いまふ。そうした中で、課題もいろいろ出てきておりまして、本人認証の問題であつたり、停電時の通信切れ、それから、外部への情報漏えいリスクですね、そういったところも課題であると感じてお

ります。それから、習熟のための工夫例なんですけども、私は以前、D X化を担当しており、会議のペーパーレス化に取り組みました。ペーパーレス化システムを導入したんですけれども、システムの習熟というところが、やはり一番の課題でした。職員には、説明会や操作研修を実施したり、試行期間中に練習用アカウントをみんなに配布して、2か月ぐらい自由に使えるようにしたりして慣れてもらいました。また、説明会や操作研修のほかに、模擬会議を何回かやったり、操作に慣れた職員がフォローアップをする体制をとって、何とか乗り切っているといった状況です。やはり使って慣れるということが一番だと思いますので、ネット上に随時、そういった練習環境があると利用者が利用しやすくなるんじゃないかなと思います。それから、その他 I T化への意見、感想ということなんですけれども、先ほども申しましたように、当社でもコロナ禍によって、いろいろな手続のオンライン化とかWEB会議、テレワークなどの環境整備が進んできました。大規模災害時とか、新興感染症の流行時はもちろんなんですけれども、少子高齢化によって都市部と農村、中山間地域との地域格差が広がる中で、遠隔で様々な意思決定や手続、それから情報共有等が可能となっていて、便利になったことは非常に喜ばしいことだと思います。ただ、I T化が進んで、今後、生成A Iなども活用され、便利になっていく一方で、悪用されるおそれ、セキュリティリスクが高まるということが懸念されていると思います。そういったリスクをどう担保していくかというところが、とても大事なところじゃないかなと思っています。以上です。

委員長

今日の話題は、民事訴訟手続における I T化ということで民事の話を中心としてきたわけですが、刑事では具体的にはどんなデジタル化が進んでいるのかということを含めて、J 委員、お願いします。

J 委員

今年の国会で刑事手続のIT化法案というのが通りました、数年後をめどに、証拠も含めて電子化したものを裁判所に証拠請求するということが始まっていくところでございます。ただ、現状、やはり扱っている情報がかなりセンシティブな情報なので、WEB会議を活用するということは一切行われていないという状況でございます。今日拝見しております、やはり情報セキュリティというか、情報管理というのは重要だと思ひまして、WEB会議で皆さんが出してくる情報が、一体いつ消されているのか、消されているのかも分からないという状況というのは、当事者からすると、不安が残るのかなと思います。そういう不安を解消しておかないといけない。さらに、今後e法廷になると、センシティブな情報を証拠で出すとなった場合に、それがどう扱われるのかってというのはきっちり説明できるようにしておかないと、普及はしないのかなと感じました。

委員長

刑事でもある程度進んでいくというようなところということでした。

では続いて、裁判官の立場で今日のお話を聞かれたコメントをいただければと思います、K委員、L委員お願いします

K委員

まず家事の状況をお知らせします。

家庭裁判所も高度のプライバシーを扱うところですが、WEB調停っていうのをやっているんですね。先ほど情報リスクみたいなお話をいただきましたけれども、家庭裁判所でもそこはすごく検討しております、御本人さんの場合、やはり一度は実際に来ていただいて、誠実に手続を進めていただける方かどうかっていうのを見させていただいたりとか、御本人さんにWEB調停で参加していただくときには、必ず360度周囲を映してもらって、周りに誰もいないか、秘密が保たれるのかチェックさせていただいて、調停をやるというようなこともしていました。ただ、そ

れでもう完全に大丈夫なのかって言われると、それは分からないです。その映らないところに誰かがいらっしゃるかも分からない。だから、そういうリスクがあることは常に考えながらやっていかないといけないなっていう話をしていました。今日いろいろ御指摘いただきましたけれども、やっぱりそういったところはどうしていくかっていうのは検討していかないといけないんだろうというふうに思います。

あと、4月に初めて民事のWEB会議というのを私も体験しまして、やっと3か月の経ったところですよ。やったことがないのでやれるだろうかって、すごい不安に思いながら来たんですけども、やっぱり習うより慣れろなんだなっていうのはすごく実感してまして、習熟するにはもうとにかく怖がらずにやってみる、失敗を恐れずにやってみるしかないのかなっていうふうには思っています。ただ現状、テレビ会議みたいな使い方ぐらいしかできていないのかなという反省もありまして、どういうふうにこれを活用していくかっていうのは、もっと検討していかないとはいけませんし、フェーズ3になって、何でもかんでもデータで送られてくるようになると、膨大なデータにあっぴあっぴしてしまっって、どうやっていいのか分からなくなるんじゃないかっていう懸念もあります。だから、デジタル化とともに審理をどういうふうに進めていくのか、データ化されたものをどうやって争点整理に生かしていくのか、そういった審理、運営の在り方とセットでいろいろ考えていかないとはいけないんだろうなということは感じています。先ほど、何を指すのか、どう便利になるのか、ちょっとなかなか見えないじゃないかという御意見をいただいて、確かにそういう面はあるのかなと思うんですけども、審理、運営の改善と併せて、裁判所の中で、今日いただいた御意見を参考に検討していけたらなというふうに思っております。以上です。

L 委員

今日は貴重な御意見をたくさんいただきましてありがとうございます。御指摘の点は、裁判所としても懸念しているところであり、これから解決していかなければ

いけないと考えているものばかりですので、その関係では認識を共有できたのではないかと考えています。特に、御指摘にもありましたように、単に今までしていることをデジタルに置き換えただけというのでは意味がないということは、裁判所も当初からそのような考えで取組を進めてきたところです。デジタル化後の新しい裁判の在り方を考えていかなければ、当事者の利便性も向上しないし、裁判の質も向上しないということを肝に銘じ、皆さんの御意見を生かして、いろいろ工夫をしていきたいと思っています。いろいろな制約があり、我々としても、もどかしいところがなくはないのですが、そこを何とか克服していきたいと考えていますので、また貴重な御意見をいただきたいと思います。

委員長

裁判の在り方を見直していくきっかけになるのが、このデジタル化なのかなというふうに思っております。私は、高校の立場ですが、様々な会議をテレビ会議で行うことが非常に増えました。ただ、その中で参加者の感情などが分かりにくいというところはあるので、実際に会って話をする事の大切さも分かります。ただ、手続的には、例えば、高校入試の出願などは、岡山県の県立高校もデジタル化が進んでおり、いわゆる入試業務の事務処理は、非常に楽になりました。そういうところを原動力にしながら今進んでいまして、次の目標はデジタル採点という流れになっています。裁判所においても、我々が裁判に関わっていく、司法に関わっていく、それが非常にやりやすくなるという意味でのデジタル化というのは、ぜひ頑張って進めていただければと思っています。

(別紙第3)

【次回のテーマに関する意見交換】

委員長

本日のテーマの議論は尽くせたということで良いでしょうか。

では、次回は新しいテーマに移りたいと思いますが、委員の方でテーマについて御提案がある方はいらっしゃいますか。

裁判所からは、「裁判所における防災対策について」を取り上げてはどうかと聞いておりますが、いかがでしょうか。

それでは、次回は「裁判所における防災対策について」をテーマとしたいと思います。